別記様式第１号（省令第17条第１項関係）

第　　号

年　　月　　日

 認 定 申 請 書

栃木県知事　様

住　　　　　　　　　　所

法人名称

代表者の役職及び氏名　印

卸売市場法第13条第１項の規定により、地方卸売市場の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

（記載上の注意）

１．一体性のある複数の市場（生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な相当規模の施設が一の機能を営むために相互に緊密な関連をもって運営されるよう配置されたこれらの施設の総合体で、開設者が業務規程で定めるものをいう。）を１つの地方卸売市場として申請する場合には、２、３及び７の事項は市場ごとに記載すること。その際には、別紙として表形式等で添付しても差し支えない。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

１　卸売市場の名称

２　卸売市場の位置及び施設に関する事項

（１）位置

（２）施設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設の名称 | 施設の面積 | 設置年月 |
|  | ㎡ | 年　月 |
|  | ㎡ | 年　月 |
|  | ㎡ | 年　月 |
|  | ㎡ | 年　月 |
|  | ㎡ | 年　月 |
|  | ㎡ | 年　月 |

　　（記載上の注意）卸売場、仲卸売場及び倉庫（冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。）に

ついては、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること。

３　卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

（１）取扱品目：

（２）取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の実績及び見込み

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取扱品目 | 実績（　年度） | 見込み（　年度） |
|  | トン千円 | トン千円 |
|  | トン千円 | トン千円 |

（記載上の注意）

１．実績の欄には直近年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の数量及び金額を見込みで記載すること。

２．花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。以下同じ。

４　卸売市場の業務の運営体制に関する事項

（記載上の注意）組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。また、指導監督等を担当する部署又は職員を明記すること。

５　卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

（１）収支の状況

　（記載上の注意）

１．①直近年度の貸借対照表及び損益計算書並びに②申請年度の貸借対照表及び損益計算書の見込みを記載又は添付すること。

２．地方公共団体が申請する場合には、１．にかかわらず、下記の表に記載すること。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 収　入 | 実績（　年度） | 見込み（　年度） | 支　出 | 実績（　年度） | 見込み（　年度） |
| 総収入 |  |  | 総支出 |  |  |
| 前年度繰越金 |  |  | 市場管理費（営業費用） |  |  |
| 使用料計 |  |  | 人件費(注4) |  |  |
| 売上高割使用料 |  |  | 事務費(注5) |  |  |
| 面積割使用料 |  |  | 建設改良費（総事業費） |  |  |
| と畜場使用料 |  |  | うち付帯事務費 |  |  |
| その他 |  |  | うち補助対象事業費 |  |  |
| 地方債起債 |  |  | うち付帯事務費 |  |  |
| 国庫補助金 |  |  | 地方債償還金 |  |  |
| うち建設改良に係る補助金 |  |  | 利息償還金 |  |  |
| 都道府県補助金 |  |  | うち市場事業に係る償還金 |  |  |
| うち建設改良に係る補助金 |  |  | うち建設改良に係る償還金 |  |  |
| 一般会計からの繰出金 |  |  | うちH4年度以降許可債分(注6) |  |  |
| 指導監督的経費繰出金 |  |  | 元金償還金 |  |  |
| 建設改良費繰出金 |  |  | うち市場事業に係る償還金 |  |  |
| と畜事業費操出金 |  |  | うち建設改良に係る償還金 |  |  |
| その他操出金 |  |  | と畜事業に係る償還金 |  |  |
| 貸付金 |  |  | 企業債取扱諸費 |  |  |
| 貸付金利息 |  |  | 繰上充用金 |  |  |
| 受取利息及び配当金 |  |  | 貸付金 |  |  |
| その他 |  |  | その他 |  |  |
| うち受益者負担金分(注2) |  |  | うち○○○○(注3) |  |  |
| うち○○○○(注3) |  |  | うち○○○○ |  |  |
| うち○○○○ |  |  | 翌年度繰越金 |  |  |

（記載上の注意）

１．実績の欄には直近年度の金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の金額を見込みで記載すること。

２．受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。

３．その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。

４．人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費、厚生福利費を加算したものを記入すること。

５．事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。

６．平成４年度以降の許可債に係る支払利息分を記入すること。

（２）長期借入金及び起債の返済・償還計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　度 | 元　金 | 利　子 | 元金＋利子 |
| 　　　年度 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 　　　年度 |  |  |  |
| 　　　年度 |  |  |  |
| 　　　年度 |  |  |  |
| 　　　年度 |  |  |  |
| 　　　年度 |  |  |  |
| 　　　年度 |  |  |  |
| 　　　年度 |  |  |  |
| 　　　年度 |  |  |  |
| 　　　・・・ |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |

（記載上の注意）各年度末における長期借入金及び起債の残高の見込みを記載すること。

６　卸売市場の卸売業者に関する事項

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 代表者名 | 取扱品目 | 取扱実績 | 純資産額 | 経常損益 | 備考 |
|  |  |  | トン千円 | 千円 | 千円 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

（記載上の注意）

１．取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。

２．純資産額とは、卸売業者の貸借対照表の純資産合計の額をいう。

３．備考欄には、複数の市場がある場合に、卸売業者が卸売の業務を行っている市場名を記載すること。

７　卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項

（１）取引参加者に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　取扱品目 | 仲卸業者数 | 売買参加者数 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（記載上の注意）売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載すること。

（２）取引参加者以外の関係事業者に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 業　種 | 業者数 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

（開設者の連絡先）

　　部署名：

　　TEL：

　　FAX：

　　e-mail：

（その他の記載上の注意）法附則第３条第５項に定める旧地方卸売市場開設者が、同条第３項に定める期間に地方卸売市場の認定申請をする場合は、記載事項のうち、２（1）、（2）、６及び７の記載を省略することができる。

（添付資料）

（１）業務規程（細則を含む）※策定又は変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること

（２）開設者に関する次に掲げる書類

　①定款（開設者が地方公共団体の場合は除く。）

　　　　②登記事項証明書（同上）

③役員名簿及び役員の履歴書（同上）

　　　　④別記様式第７号の例により作成した直近年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（開設者が事業の開始後１年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む年度の事業計画書）

　　　　⑤法第14条において準用する法第５条第２号から第４号までに該当しないことを誓約する書面

（３）卸売市場の施設の配置図

（４）卸売業者に関する次に掲げる書類

　　　　①定款（卸売業者が個人の場合は除く。）

　　　　②登記事項証明書（卸売業者が個人の場合は除く。）

　　　　③役員名簿（卸売業者が個人の場合は除く。）

　　　　④別記様式第２号の例により作成した直近年度の事業報告書又はこれに準ずるもの（卸売業者が事業の開始後１年を経過していないものである場合にあっては、申請の日を含む年度の事業計画書）

（５）法第13条第５項第４号イ及びロに掲げる方法（売買取引の方法及び決済の方法）が公表されていることを証する書類

（６）法第13条第５項第５号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）が定められている場合は、次に掲げる書類

　　　　①その他の取引ルールを定めるに当たり、取引参加者の意見を聴いたことを証する書類

　　　　②その他の取引ルール及び当該ルールを定めた理由が公表されていることを証する書類

※法附則第３条第５項に定める旧地方卸売市場開設者が、同条第３項に定める期間に地方卸売市場の認定申請をする場合は、上記添付書類のうち（２）－①から③、（３）及び（４）－①から④の添付を省略することができる。